

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り
たるときは、その翌日)

◇規 則 鳥取県建築士審議会規程を廃止する規則
◇告 示 教育職員の免許状の授与
健康保険法による保険医の登録
結核予防法による医療機関の指定
生活保護法による医療機関の指定
土地の立入りの通知
道路の区域の変更

規 則

鳥取県建築士審議会規程を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

鳥取県建築士審議会規程を廃止する規則

鳥取県建築士審議会規程（昭和二十七年四月鳥取県規則第二十五号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第五百四十七号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）第五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免 許 状 の 種 類 番 号 氏 名 本 籍 地

高等学校校助教諭免許状 昭四〇高助第七号 市川セツ子 鳥取県

鳥取県告示第五百四十八号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名 住 所 登録の記号番号 登録年月日

凌 好朗 鳥取市西町二丁目 鳥齒 二五三 昭和四十年十月二十三日

鳥取県告示第五百四十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に

より、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 開設者

昭和四十年九月十一日 川本内科 倉吉市上井町一丁目九番地 川本 悦夫

指定年月日 名 称 所 在 地

昭和四十年九月二十一日 竹田内科医院 米子市昭和町三〇番地三

〃 八月 一日 佐々木医院 東伯郡関金町大字関金宿一、五一五番地

地 診 療 科 名 開設者名

内科、放射線科、小児科 竹田 明

内科 佐々木安夫

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

鳥取県告示第五百五十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

日本鉄道建設公団

二 事業の種類

南勝線鉄道建設

三 立ち入ろうとする土地の区域

東伯郡関金町堀、福原、今西

四 立ち入ろうとする期間

昭和四十年十一月五日から昭和四十二年三月三十一日まで

鳥取県告示第五百五十二号

建設省中国地方建設局長が道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項、第二十七条第一項及び第九十七条の二の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法第十八条第一項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十年十一月五日から二週間鳥取県土木部道路課及び建設省倉吉工事事務所において一般の縦覧に供する。

昭和四十年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 道路の種類 | 路線名 | 区 | 変更敷地の幅員延長 |
|-------|------|---|----------------------|
| 一般 | 一八一号 | 日野郡日野町大字板井原字箕ヶ手 尻官有無番地から 同郡同町大字板井原字木地屋 官有無番地まで | 変更前後 メートル |
| | | | 変更前 四・六一 変更後 七・六一 |
| | | | 変更前 七・三 変更後 五・〇 |
| | | | 九〇〇 |
| | | | 九〇〇 |

昭和四十四年四月十六日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥取印刷所
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町鳥取印刷所

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】